平成２２年（フ）第１２号
静岡県富士宮市粟倉193番地の44
債務者　土井由加子
1　決定年月日時　平成22年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月22日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第３１号
福岡市博多区大字板付868番地２―501号
破産者　赤間富美雄
1　決定年月日　平成22年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第３４０５号
福岡市博多区博多駅南４丁目15番11号
破産者　株式会社ピーケンコーポレーション
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第３８３号
宮城県亘理郡亘理町逢隈中泉字大原98番地の３
破産者　株式会社山川運送
1　決定年月日　平成22年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第７２２号
水戸市河和田３丁目2371番地
破産者　有限会社東秀デンタル
1　決定年月日　平成22年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第１号
埼玉県草加市青柳２丁目20番16号
破産者　株式会社ノブ工芸
1　決定年月日　平成22年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第２４１号
島根県松江市浜乃木５丁目２番78号
破産者　有限会社カツベ冷熱
1　決定年月日　平成22年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２４３号
島根県松江市宍道町東来待215番地
破産者　勝部　光明
1　決定年月日　平成22年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２５１号
松江市乃木福富町692番地14
破産者　竹田　正憲
1　決定年月日　平成22年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２４１９号
福岡市南区西長住１丁目２番16号
破産者　特定非営利活動法人九州ウエルネス研究所
1　決定年月日　平成22年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１６９号
沖縄県中頭郡北谷町字玉上36番地
破産者　地頭園　進
1　決定年月日　平成22年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第１１９号
秋田市雄和田草川字沖村160番地１
破産者　北都自動車運輸株式会社
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１２２号
東京都新宿区戸山３丁目15―１、前住所秋田市雄和田草川字沖村152番地１　堀井義三方
破産者　時田　正信
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５８２号
横浜市都筑区仲町台１丁目15番２号
破産者　株式会社港和エステート
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７０号
新潟県南魚沼市中311番地
破産者　株式会社アクエリア
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２０年（フ）第２６号
富山県高岡市本丸町３番３号
破産者　株式会社ヨネハラ印刷
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第７６５号
愛知県豊田市東梅坪町４丁目６番地12
破産者　有限会社福冨
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第２３０号
滋賀県彦根市小泉町106番地の20
破産者　株式会社伊吹工務店
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第７７５６号
大阪市淀川区新高５―５―２、商業登記簿上の本店所在地大阪市淀川区新高４丁目12番６号
破産者　株式会社ナイジェル・コーポレーション
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始の取消決定確定

平成２２年（フ）第７号
新潟県佐渡市春日1142番地12
破産者　山本ツボミ
1　主文　破産手続開始決定を取り消す。
2　決定確定日　平成22年３月10日
新潟地方裁判所佐渡支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２０年（フ）第７７号
宮崎県日南市北郷町郷之原乙1738番地１　かはと58―304号、破産手続開始時の住所宮崎県南那珂郡北郷町郷之原乙1738番地１　かはと58―304号
破産者　白岩　清志
1　決定年月日　平成22年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部破産係